

各位

会 社 名 株式会社ジョイフル本田 代表者名 代 表 取 締 役 社 長CEO 細 谷 武 俊 (コード番号 3191 東証プライム市場) 問合せ先 執 行 役 員 管理本部長兼経営管理部部長 大 内 健 司 (電話番号 029-822-2215)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」)の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を 2022 年 9 月 16 日開催予定の第 47 期定時株主総会(以下「本株主総会」)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役(社外取締役および非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報 酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の 皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2011年9月20日開催の第36期定時 株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額5億円以内(ただし、使用人分給与は含 まない。)とご承認をいただいております。また、「株式給付信託 (BBT (Board Benefit Trust))」 について、2016年9月16日開催の第41期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役 を除く。) および執行役員を対象とした株式報酬制度としてご承認いただき、その後、2019年9 月 19 日開催の第 44 期定時株主総会において、対象に社外取締役を含め、報酬等の額の上限を 変更する当該制度の一部改訂についてご承認をいただき、さらに、2021 年9月 16 日開催の第 46 期定時株主総会において、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が2021年 3月1日に施行されたことに伴い、当社の取締役(社外取締役および非業務執行取締役を含む。) および執行役員に対する株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をいただいており、上 記の取締役の報酬限度額とは別枠にて、株式給付を行うための株式の取得資金として、2017年 6月20日で終了した事業年度から2019年6月20日で終了した事業年度までの3事業年度の経 過後に開始する3事業年度ごとの期間(以下「対象期間」)においては、当社の取締役(社外取 締役および非業務執行取締役を含む。) および執行役員に対し330百万円(取締役分として230 百万円 (うち社外取締役分として 30 百万円)、執行役員分として 100 百万円) を上限とする金 銭を追加拠出すること並びに信託へ追加拠出する金銭の額の上限以内で、3事業年度ごとの各 対象期間当たり 360,000 ポイント(1ポイント当たり当社普通株式1株に換算。以下同じとす る。)(取締役分として 252,000 ポイント、執行役員分として 108,000 ポイント)を上限として 株式を取得することについてご承認をいただいております。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 100 百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 142,000 株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を 兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以上